

令和4年4月5日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

市内で「子ども食堂」を運営されている方に 補助金を交付します

本市では、家庭や学校とは別に、子どもが地域の人たちと一緒に食事をする事で、子どもの孤立・孤独・孤食を防止するとともに、地域の子も及び大人が交流し、子どもが安心して過ごすことができる居場所を提供する子ども食堂の運営事業者に対し継続・安定した運営が図られるように支援することを目的として補助金を交付します。

補助金の交付要件につきましては、下記のとおりです。

記

1 補助金交付要件

1年以上継続して子ども食堂を実施する者、ただし、次の事項に留意すること

- (1) 1つの実施場所において、概ね1月に1回以上子どもへの食事の提供を行うこと
- (2) 食事の提供を実施するときは、1回につき概ね10食以上を提供すること
- (3) 実施の内容、日時等を記載したチラシ、ポスター等を作成し、周知及び利用の促進に努めること
- (4) 子どもが安心かつ健全に過ごせる環境を確保するよう努めること

※ 補助対象となる子どもの範囲は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども

2 補助金額

- (1) 子どもに対する食事の提供1食につき250円
- (2) 子ども食堂1箇所につき月額5千円（年額6万円）を上限

※ 20食分を1月の補助額の上限

3 補助金の財源

子育て応援自販機の売上の一部及び国庫補助金

※ 子育て応援自販機…明るく、楽しい子育てのイメージを印象的に表わすため、右図にあるとおり、「いなりん」や「こりん」を掲載したオリジナルのデザインのパッケージになっています。(つどいの広場前、交通児童遊園に設置)



【お問合せ先】

豊川市子ども健康部子育て支援課 橋爪・佐野

TEL:0533-89-2133 Eメール: kosodatehien@city.toyokawa.lg.jp